



令和7年(2025年)4月1日から
 法律改正により、保管場所証明申請等で交付されます
保管場所標章(ステッカー)【手数料500円】
 が**廃止**となります



普通自動車
証明申請の場合

下記によって標章交付の要否が異なります

紙申請⇒運輸支局に提出する「自動車保管場所証明書」を窓口で受け取る日
 電子(OSS)申請⇒警察側のシステムで「証明通知(証明可)」を登録した日

令和7年4月1日

紙 窓 口 申 請	申請受理	証明書交付	標章交付あり
	申請受理	交付予定日	証明書交付
	申請受理		標章交付なし
	申請受理		証明書交付
電 子 O S S 申 請	申請受理	証明通知	標章交付あり
	申請受理	証明通知	標章交付あり
	申請受理		標章交付なし
	申請受理	証明通知	標章交付なし

※4月1日以降も標章交付手数料を納付しない限り手続きが進みません。
 証明通知が4月1日より前になされた場合は4月1日以降であっても「標章交付あり」のお手続きとなります。

※ 保管場所届出は、警察署へ届出をした日が令和7年4月1日以降であれば標章交付はありません。
 ※ 自動車保管場所証明書の有効期限は、警察署長の証明日(証明書記載の日付)から1ヶ月です。証明書の交付日とは異なりますので、運輸支局での登録申請を行う際にはその期限に御注意ください。

【問い合わせ先】
 ・山梨県内の各警察署
 ・山梨県警察本部
 交通規制課規制企画係
 055-221-0110



令和7年(2025年)4月1日から

法律改正により、保管場所証明申請等で交付されます

保管場所標章(ステッカー)【手数料500円】

が**廃止**となります

申請・届出における**提出書類・手数料**

が変更となりますのでご注意ください

令和7年4月1日

保管場所証明申請

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 2,500円(2,000円 + 500円)

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料 2,000円

(※ 他都道府県警は手数料が異なります)

保管場所変更届出、軽自動車保管場所届出

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 500円

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料 なし (無料)

保管場所標章再交付申請

保管場所標章再交付申請書

手数料 500円

申請不要

【問い合わせ先】

- ・山梨県内の各警察署
- ・山梨県警察本部
交通規制課規制企画係

055-221-0110